

令和8年度

京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費 補助金の交付申請を行う資格の確認に係る公募について 【公募要領】

《公募締切》

令和8年2月13日(金)

《受付期間》

以下の期間内に、郵送(締切日必着)で受け付けます。

令和8年2月2日(月)～令和8年2月13日(金)

《申請書類送付先および問い合わせ先》

京都府商工労働観光部産業立地課

〒602-8570 住所 京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

(電話) 075-414-4848

(FAX) 075-414-4842

(メール) richi@pref.kyoto.lg.jp

令和8年2月

京都府

目 次

I. 制度の概要

1. 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)の概要について	P1
2. 関係法令等	P1
3. 交付スキーム	P1
4. 事業内容について	P1
5. 補助対象経費および補助率	P2
6. 事業実施期間	P3
7. 補助事業者の義務等	P3
8. その他	P3

II. 公募内容

1. 本公募について	P3
2. 補助金の交付申請に必要な資格	P4
3. 公募期間	P5
4. 資格の確認申請に必要な書類の提出について	P5
5. 審査について	P6
6. 公募資料作成に係る資料の提供について	P6

III. 補助金の対象となる事業の年間スケジュール

1. 上期の業務内容	P6
2. 下期の業務内容	P7
3. その他の業務内容	P7

IV. 補助金の対象となる事業の詳細

1. 概要	P8
2. 主な用語の説明	P8
3. 共通事項	P10
4. 企業立地における電力給付金の申請時期及び電力・雇用の要件	P11
5. 特例増設における電力給付金の申請時期及び電力・雇用の要件	P13
6. 特例給付金の要件	P15
7. 補助額の算定方法	P15
8. 事業スキーム	P17

V. 申請書類様式

(様式第1号)確認申請書	P19
(様式第2号)申請者概要及び実施体制	P20
(様式第3号)事業実施計画書	P21
(様式第4号)収支計画書	P22
(様式第5号)誓約書	P23

別紙資料

別紙資料 過去3箇年の交付対象事業者の件数及び交付額 及び
令和7年度当初予算における補助金計上額(一般事務費除く)
京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 業務手引書

I. 制度の概要

1. 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)の概要について

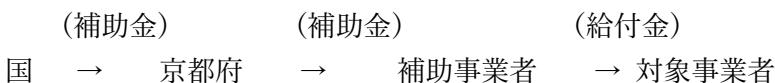
国の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱等に基づき、原子力発電施設等が所在する市及びその周辺地域において、企業等が小売電気事業者等と新たに電気の需要契約を締結した場合、または事業所の増設を行い契約電力・支払電気料金等が増加した場合に最大8年間、補助金を交付することにより企業立地に対する支援を行い、当該地域の雇用増加を図り、もって発電用施設の設置および運転の円滑化に資することを目的としています。

2. 関係法令等

本事業は、次の法令・交付要綱等の規定に基づき、実施されるものです。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- ・特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）
- ・特別会計に関する法律施行令（平成 19 年政令第 124 号）
- ・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成 12 年 3 月 27 日付け平成 12・03・07 資財第 9 号通商産業大臣通知（以下「国要綱」という。））
- ・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領（平成 18 年 6 月 30 日付け平成 18・06・09 資庁第 4 号資源エネルギー長官通知（以下「国要領」という。））
- ・補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号）
- ・京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成 15 年制定（以下「府要綱」という。））
- ・京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付に係る実施要領（平成 14 年制定）（以下「府要領」という。）

3. 交付スキーム



4. 事業内容について

「III. 補助金の対象となる事業の年間スケジュール」及び「IV. 補助金の対象となる事業の詳細」のとおり

5. 補助対象経費および補助率

(1) 企業等に対する補助金（電力給付金・特例給付金）の交付に要する費用

府要綱で定める補助対象経費に10／10を乗じた額を交付します。

ただし、交付限度額の範囲内かつ府の予算の範囲内になります。

(2) 補助金の交付事務に要する費用

以下に掲げる費用に10／10を乗じた額を交付します。

ただし、(1)の額の2.5%以内の額で、かつ、半期につき100千円（継続申請の場合は85千円）を下回らない額になります。

経 費	摘 要	内 容
事務費	人件費	交付事務に係る役職員等の人件費
	印刷製本費	応募要領等の印刷製本費等
	旅費	業務打合せ、現地調査等の旅費(補助事業者の旅費規程による)
	通信運搬費	郵便料金、宅配料金 等
	消耗品費	文房具等、各種書類の印刷等に必要な用紙費 等
	賃借料	資料保管料(貸倉庫)・パソコンリース、交付事務に係る電子計算機システム使用リース料 等
	雑費	その他交付事務に必要な経費
一般管理費	事務費×10%以内	その他交付事務に必要な経費

(3) 消費税額の除外について

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ア 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- イ 免税事業者である補助事業者
- ウ 簡易課税事業者である補助事業者
- エ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表 第3に掲げる法人の補助事業者
- オ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- カ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

6. 事業実施期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

7. 補助事業者の義務等

本補助事業の交付決定を受けた場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の「I.制度の概要」の「2. 関係法令等」に記載されている法令・交付要綱等のほか、以下に記載した事項を遵守しなければなりません。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業を中止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認があった日から30日を経過した日又は補助事業の完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- (3) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、府要綱第12条で規定する帳簿等の確認が出来ない費用については補助対象外となります。
- (4) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ります。
- (5) 補助事業者が関係法令等に違反する行為をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (6) 補助事業者は給付対象事業者に関する個人情報等を取得することとなるため、府要綱第16条に規定しているとおり情報管理には特段の注意を払い、補助事業完了後も、情報が漏洩するがないようにしなければなりません。

8. その他

以下の資料を参考に添付していますので、御参照ください。

- 過去3箇年の交付対象事業者の件数及び交付額
- 令和7年度当初予算における補助金計上額（一般事務費除く）

II. 公募内容

1. 本公募について

本公募は、令和8年度の京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の交付申請を行う資格の確認に係るものであります。

本公募により資格の確認の申請を行い、資格を有する者として認定された事業者（※）は、令和8年度の本補助金に交付申請することが可能となり、当該年度の府が指定する時期に交付申請を行い、交付決定通知を受けることによって、補助事業者となることが

できます。補助事業者は、府要綱等に沿って行った補助対象事業に要した経費について、京都府の予算の範囲内で補助金の交付を受けることができます。

※ なお、複数の事業者から応募があった場合には、「5. 審査について」に記載された評価方法等により、1事業者のみを選定することとなります。

2. 補助金の交付申請に必要な資格

- 次の（1）～（7）までの全ての条件を満たす民間団体等とします。
- (1) 法人格（内国法人）を有していること。
 - (2) 当該補助事業の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。
 - (3) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。
 - (4) 個人情報を適切に管理する能力・体制を有していること。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - (6) 次に掲げる場合に該当しないこと。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (7) 経済産業省におけるE B P M（※）に関する取組に協力すること。
（※）E B P M（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的な根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくE B P Mの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。
- 政府におけるE B P Mの取組を推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接補助事業者への補助金の公募に際しては、申請書等の提出時に、原則、法人番号の記

載を求めるようにしてください（法人番号が指定されていない者を除く）。また、公募に際しては、応募時・審査期間中・交付申請及び実績報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、（ア）審査、管理、確定、精算に利用する旨、（イ）効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、資源エネルギー庁及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（E B P M）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合がある旨明記してください。また、上記を前提として申請・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなす旨明記してください。

3. 公募期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金） ※郵送・必着

4. 資格の確認申請に必要な書類の提出について

- (1) 下表の「提出書類一覧表」における書類を紙媒体で提出してください。提出書類の様式は「V. 申請書類様式」を参照してください。
- (2) 提出された書類に基づき審査を行いますが、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 申請書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から、申請者の了解なしには申請の内容等の公表は行いません。

<提出書類一覧表>

	提出書類	提出部数
申請書類	<input type="radio"/> 様式第1号 確認申請書 <input type="radio"/> 様式第2号 申請者概要及び実施体制 <input type="radio"/> 様式第3号 事業実施計画書 <input type="radio"/> 様式第4号 収支計画書 <input type="radio"/> 様式第5号 誓約書 ※様式は「V.申請書類様式」のとおり	正本1部 副本(写し)2部 正本1部 副本(写し)2部 正本1部 副本(写し)2部 正本1部 副本(写し)2部 正本1部 副本(写し)2部
添付資料	<input type="radio"/> 寄付行為、定款又は商業登記簿謄本 <input type="radio"/> 決算報告書又は財務諸表（過去2年分） <input type="radio"/> 「会社(事業)案内」（事業概要が確認できるパンフレット等） <input type="radio"/> その他参考となる資料	1部 1部 1部 1部

5. 審査について

(1) 全般

審査は原則として書面で行いますが、必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。

(2) 審査の観点

申請書類の審査は、下記の観点で評価します。

①補助事業者の事業実施体制、能力等の評価

「II.公募内容」の「2.補助金の交付申請に必要な資格」に記された要件を満たしているか。

②事業内容の評価

(ア) 「V.申請書類様式」上の各項目について、不足なく記載されているか。

(イ) 様式第3号の実施計画書の内容が、関係法令・交付要綱等の規定を踏まえ、記載されているか。

(ウ) 情報セキュリティに関する取組みは十分で、個人情報を適切に管理する能力・体制を有しているか。

(エ) 実施スケジュールが現実的であり、かつ効率的・効果的に事業を遂行するものとなっているか。

(オ) 事業費、一般事務費の積算の根拠が明確で、妥当な金額となっているか。

(カ) その他、地域貢献度 等

(3) 審査結果（採択または不採択）について

審査終了後速やかに申請者あてに通知します。（令和8年3月下旬頃を予定）

6. 公募資料作成に係る資料の提供について

別紙資料以外でも、公募資料の作成に必要な資料については、可能な限り提供致しますのでご連絡下さい。

III. 補助金の対象となる事業の年間スケジュールの目安

1. 上期の業務内容

(1) 4月の業務内容

ア 応募要領、審査依頼書の作成及びホームページへの掲載

イ 初回申請企業等に係る市町村の推薦状のとりまとめ

ウ 申請企業等からの審査依頼書のとりまとめ・内容の審査（～6月中）

(2) 6月～7月の業務内容

ア 申請企業等へ交付申請書の提出依頼・とりまとめ

イ 令和8年7月1日から令和8年7月15日までに府へ交付申請書を提出

(3) 8月の業務内容

- ア 申請企業等に現地調査を実施
- イ 申請企業等へ交付決定通知書を送付
- ウ 申請企業等へ請求書の提出依頼

(4) 9月の業務内容

- ア 申請企業等からの請求書をとりまとめ
- イ 府へ概算払請求書を送付
- ウ 申請企業等へ補助金を交付
- エ 府へ実績報告書及び精算払請求書を送付（～10月中）

2. 下期の業務内容

(1) 10月の業務内容

- ア 応募要領、審査依頼書の作成及びホームページへの掲載
- イ 初回申請企業等に係る市町村の推薦状のとりまとめ
- ウ 申請企業等からの審査依頼書のとりまとめ・内容の審査（～12月中）

(2) 12月の業務内容

- 申請企業等へ交付申請書の提出依頼

(3) 1月～2月の業務内容

- ア 申請企業等からの交付申請書のとりまとめ
- イ 令和9年1月1日から令和9年1月15日までに府へ交付申請書を提出
- ウ 申請企業等へ現地調査を実施
- エ 申請企業等へ交付決定通知書を送付
- オ 申請企業等へ請求書の提出依頼

(4) 3月の業務内容

- ア 申請企業等からの請求書をとりまとめ
- イ 府へ概算払請求書を送付
- ウ 申請企業等へ補助金を交付
- エ 府へ実績報告書及び精算払請求書を送付（～3月31日まで）

3. その他の業務内容

(1) 府との業務打合せ

適宜、進捗状況の報告や業務課題等の業務打合せを行う。

(2) 府からの調査受け入れ

府は、半期ごとに、補助金事務が適切に執行されているかの確認のため、補助事業者を訪問し、現地調査を行います。

調査時期は、上期は概ね8月下旬～9月上旬、下期は概ね2月下旬～3月上旬に実施します。

※ 過去の事業執行状況を基に、一般的なスケジュールを示しています。実際の時期については、事業の執行状況等により変更となる可能性があります。

IV. 補助金の対象となる事業の詳細

1. 概要

府要綱及び府要領等に基づき、半期（上期：4月～9月、下期：10月～3月）ごとに、企業等からの申請に基づき、内容を審査した上で、電力給付金（電気料金の支払実績等に基づき算定）及び特例給付金（雇用創出効果に応じて加算）を交付します。

2. 主な用語の説明

（1）企業立地

自らの事業の用に供する事業所を新設又は増設するもののうち、以下の要件を満たし、立地市町村の長が推薦したものをいいます。

- ア 事業所の新增設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上あること
- イ 立地市町村内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれがないこと
- ウ 公の秩序の維持や善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと

（2）新設

対象市町村の区域内に初めて事業所を設置すること、既存の事業所を別の地点に全面移転し設置すること、又は既存事業所に加えて別の地点に事業所を設置すること等により、企業立地することをいいます。

（3）増設

対象市町村の区域内にある事業所を、同一場所で拡充あるいは設備等の増強を行うことをいいます。

（4）企業立地日

企業立地する場合であって、以下の日をいいます。

- ア 電気の需給契約を新たに締結する場合
電気の供給を受けた最初の日
- イ 電気の需給契約を新たに締結しない場合
次の（ア）又は（イ）のいずれかの日

(ア) 契約電力変更の申込みを行った場合
契約変更に伴い契約電力が増加した日

(イ) 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約（デマンド契約）を結んでいる場合
直前の計量日

(5) 特例増設

企業立地日の属する半期の翌期以降において行う事業所の増設のうち、以下の要件を満たすものをいいます。

ア 事業所の増設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上あること。

イ 事業所の増設に伴い取得した固定資産の価額（以下「投資額」という。）の総額が次に掲げる金額以上であること。

(ア) 当該増設が所在市町村において行われる場合にあっては、250万円（税抜）

(イ) 当該増設が隣接市町村等において行われる場合にあっては、500万円（税抜）

ウ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした府又は市町村の条例又は規則等（補助金等交付、税軽減、金銭の給付を行うものに限る。）により定められている当該特定の業種に属する事業

(ウ) 府又は市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より府又は市町村からの金銭的な支援を受けているもの

(6) 特例増設日

特例増設する場合であって、以下の日をいいます。

ア 契約電力変更の申込みが行われた場合

契約の変更に伴い契約電力が増加した日

イ 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約（デマンド契約）を結んでいる場合

直前の計量日

3. 共通事項

(1) 対象地域

原子力発電施設等の隣接市町村が対象となります。

<京都府の対象市町村>

区分	原子力発電施設等隣接市町村
市町村名	舞鶴市、綾部市

(2) 給付金の交付の対象となる企業等

事業を営む株式会社その他法人格を有する団体等で企業立地又は特例増設を行った者。

ただし、個人事業主の場合、法人と同様に帳簿等が整備されている者で、企業立地及び特例増設を行った者。

(3) 給付金の交付の対象となる事業

次のいずれかの事業を主たる事業として営む事業所に係る企業立地又は特例増設であること。

ア 製造業に属する事業

イ 特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした府又は市町村の条例又は規則等（補助金等交付、税軽減、金銭の給付を係るものに限る。）により定められている当該特定の業種に属する事業

ウ 府又は市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より府又は市町村からの金銭的な支援を受けているもの

※ ただし、企業立地日が平成 27 年 9 月 30 日以前で継続申請の場合、事業の種類はア～ウに限りません。

※ 指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）として公の施設の管理を行う事業及び一定の風俗営業に該当する場合は対象外です。

(4) 給付金の交付の方法

企業等が指定する金融機関口座への振込みにより交付を行うものとする。

(5) 対象期間

企業立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期から最大 8 年間

新規申請は企業立地又は特例増設をした半期の翌半期又は翌々半期に行うことができます。以降、交付要件を満たした半期ごとに、最大で 16 期の継続申請が可能です。（翌々半期に新規申請を行った場合は 15 期）

特例増設に該当した場合、増設により増加した電力給付分及び特例給付分について、さらに最大8年間、交付期間が延長されます。（ただし一つの事業所につき2度の増設に限る）

（6）企業等への補助金交付時期

上期及び下期の年2回

ア 上期

令和7年10月1日～令和8年3月31日に企業等が支払った電気料金及び雇用創出効果を審査した上、概ね9月下旬に交付

イ 下期

令和8年4月1日～令和8年9月30日に企業等が支払った電気料金及び雇用創出効果を審査した上、概ね3月下旬に交付

4. 企業立地における電力給付金の申請時期及び電力・雇用の要件

（1）令和8年度申請における企業立地日

ア 新規申請の場合

区分	新規申請できる企業立地日の期間
令和8年度上期	企業立地日が令和7年4月1日～令和8年2月28日であること。ただし、企業立地日が令和7年度上期で、令和7年度下期に新規申請を行った場合は、継続申請となります。
令和8年度下期	企業立地日が令和7年10月1日～令和8年8月31日であること。ただし、企業立地日が令和7年度下期で、令和8年度上期に新規申請を行った場合は、継続申請となります。

イ 継続申請の場合

区分	継続申請できる企業立地日の期間
令和8年度上期	企業立地日が平成30年4月1日以降であること。
令和8年度下期	企業立地日が平成30年10月1日以降であること。

（2）電力関係

契約電力と電気料金が増加していること。

ア 補助金の申請者が直接電気の需給契約を締結したものであること。

イ 電気の需給契約の需要区分が「電力」需要であること。

需要区分が「電灯」需要である場合は、対象外となります。また、電力需要であっても契約種別が臨時電力等契約期間に限定があるものも対象外となります。

ウ 電気の需給契約の相手方は小売電気事業者等であること。

エ 当初交付期間（企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間）

に係る増加契約電力、増加電気料金は、次頁の表のとおり算出する。

	新設	増設
基礎契約電力	ゼロ	企業立地日の属する月の 前1年間の契約電力の月平均値
今期(※1) 契約電力	実契約電力÷支払月数	同左
増加契約電力	同上	今期契約電力－基礎契約電力

	新設	増設
基礎電気料金	ゼロ	企業立地日の属する月の 前1年間の電気料金の月平均値に半期 における支払月数を乗じた額
今期(※2) 電気料金	実支払電気料金	同左
増加電気料金	同上	今期電気料金－基礎電気料金

※1 府要領第6条を参照 ※2 府要領別表1の注1を参照

(3) 雇用関係

基準日※における対象事業所の雇用創出効果が3人以上であること

ア 雇用者は、補助金の申請者が直接雇用し、対象事業所で就労している常用雇用者であること

イ 雇用者は、雇用保険の一般被保険者であること

ウ 当初交付期間に係る雇用創出効果の算定の考え方は下表のとおり

	新設	増設
基礎雇用者数 (初回申請時に確定)	ゼロ	企業立地日の1年前の日が属する半期末日の雇用者数
控除雇用者数	・同一市町村において、既存事業所から対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・府内において、所在市町村にある既存事業所から隣接市町にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・府内において、隣接市町村にある既存事業所から別の隣接市町村にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・新設の場合、企業立地日の2箇月前の日より前の新規雇用者及び他の地域からの転入者	
増加雇用者数 (雇用創出効果)	基準日※の雇用者数 - 控除雇用者数	基準日※の雇用者数 - (基礎雇用者数 + 控除雇用者数)

※ 基準日：上期の場合は令和8年3月31日、下期の場合は令和8年9月30日、以下同じ。

5. 特例増設における電力給付金の申請時期及び電力、雇用の要件

特例増設を行った場合、特例増設日の属する半期の翌半期から最大8年間、交付期間が延長されます。特例増設の申請は2度に限り可能です。

(1) 令和8年度に特例増設の初回申請をする場合の特例増設日

区分	特例増設を初回申請する場合の特例増設日の期間
令和8年度上期	特例増設日が令和7年4月1日～令和8年2月28日であること。
令和8年度下期	特例増設日が令和7年10月1日～令和8年8月31日であること。

(2) 電力関係

契約電力と電気料金が増加していること

増加契約電力、増加電気料金は下表のとおり算出する。

基礎契約電力	※下表「交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)」を参照
今期契約電力	特例増設日の翌月以降の月～基準日の実契約電力÷支払月数 ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合
増加契約電力	今期契約電力－基礎契約電力

基礎電気料金	※下表「交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)」を参照
今期電気料金	特例増設日の翌月以降の月～基準日の実支払電気料金 ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合
増加電気料金	今期電力料金から支払月数で換算した基礎電気料金を差引いた値

交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)

	特例増設1回目	特例増設2回目
当初の企業立地日がH20.3.31以前の場合	特例増設日（1度目）の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値	(A) 特例増設日（2度目）の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値 (B) 特例増設日（1度目）の属する半期の翌期から特例増設日（2度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 (A)と(B)の大きい方の値

当時の企業立地日がH20.4.1以降の場合	(A) 特例増設日（1度目）の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値 (B) 企業立地日の属する半期の翌期から特例増設日（1度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 (A) と (B) の大きい方の値	(A) 特例増設日（2度目）の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値 (B) 特例増設日（1度目）の属する半期の翌期から特例増設日（2度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 (A) と (B) の大きい方の値
-----------------------	--	--

（3）雇用関係

基準日における雇用創出効果が3人以上あること。

雇用創出効果の算定方法は、基準日における雇用者数から、以下の表により求めた基礎雇用者数及び控除雇用者数を差引きます。

交付期間延長に係る基礎値（基礎雇用創出者数）

	特例増設1回目	特例増設2回目
当時の企業立地日がH20.3.31以前の場合	特例増設日（1度目）の1年前の日が属する半期末日の雇用者数	(A) 特例増設日（2度目）の1年前の日が属する半期末日の雇用者数 (B) 特例増設日（1度目）の属する半期の翌期から特例増設日（2度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期末日の雇用者数のうち最大の雇用者数 (A) と (B) の大きい方の雇用者数
当時の企業立地日がH20.4.1以降の場合	(A) 特例増設日（1度目）の1年前の日が属する半期末日の雇用者数 (B) 企業立地日の属する半期の翌期から特例増設日（1度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各	(A) 特例増設日（2度目）の1年前の日が属する半期末日の雇用者数 (B) 特例増設日（1度目）の属する半期の翌期から特例増設日（2度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）

	半期末日雇用者数のうち最大の雇用者数 (A) と (B) の大きい方の雇用者数	く) の各半期末日の雇用者数のうち最大の雇用者数 (A) と (B) の大きい方の雇用者数
--	--	--

6. 特例給付金の要件

平成20年4月1日以降の企業立地日又は特例増設日における電力給付金の交付対象であるもののうち、さらに以下の要件を満たすものについて、特例給付金が加算されます。

- 原則として企業立地日又は特例増設日の属する半期に事業所の新增設に伴う投資を行い、その投資額（補助金の申請者が直接取得した、地方税法上の固定資産（土地、家屋、償却資産）の価額）が次の表に掲げる金額以上であること。

	新設	増設
所在市町村	500万円	250万円
隣接市町村等	1,000万円	500万円

7. 補助額の算定方法

$$\text{補助額 (III)} = \text{電力給付金 (I)} + \text{特例給付金 (II)}$$

I 電力給付金の算出方法

増加した契約電力と支払電気料金により算出した単価を乗じて算出（千円未満切捨）

$$\text{電力給付金} = \text{算定契約電力} \times (\text{算定単価} - \text{交付金単価}) \times \text{電気料金支払}$$

※1 算定契約電力：当該半期内の契約電力の平均値を算定

$$\text{算定契約電力(kw/月)} = \text{当該半期の契約電力の合計(kw)} \div \text{電気料金支払月数(月)}$$

ただし、算定契約電力の上限は、雇用創出効果に基づき下表の区分とする。

区分	上限
3人以上 20人未満	1,500kw
20人以上	2,500kw

※2 算定単価：当該半期内に支払った電気料金（消費税、遅延料金除く。以下「実支払電気料金」という。）と算定契約電力に基づき以下の算定を行う。

$$1\text{kw あたりの月額支払電気料金} = \text{実支払電気料金(円)} \div (\text{算定契約電力(kw/月)} \times \text{電気料金支払月数})$$

1kw あたりの月額支払電気料金を下表の区分に当てはめ、算定単価を算出

1kw あたりの月額支払電気料金	算定単価
1,500 円未満	600 円
1,500 円以上 1,600 円未満	640 円

1,600 円以上 1,700 円未満	680 円
1,700 円以上 1,800 円未満	720 円
1,800 円以上 1,900 円未満	760 円
以降、100 円ごとに区分 以降	以降、40 円ずつ加算

※3 交付金単価：原子力立地給付金（電源立地地域対策交付金）

対象市	交付金単価（契約電力 1kwあたり）
舞鶴市	120 円
綾部市	210 円

II 特例給付金の算出方法

増加した雇用人数（雇用創出効果）に単価を乗じて算出

$$\text{特例加算金} = \text{雇用創出効果} \times \text{特例加算単価} \text{※4}$$

※4 特例加算単価

隣接市町村等：15 万円

III 補助金の限度額

・前ページで算出した電力給付金と特例給付金の合計と下記①、②の額を比較し、最も低い額が補助額となる。

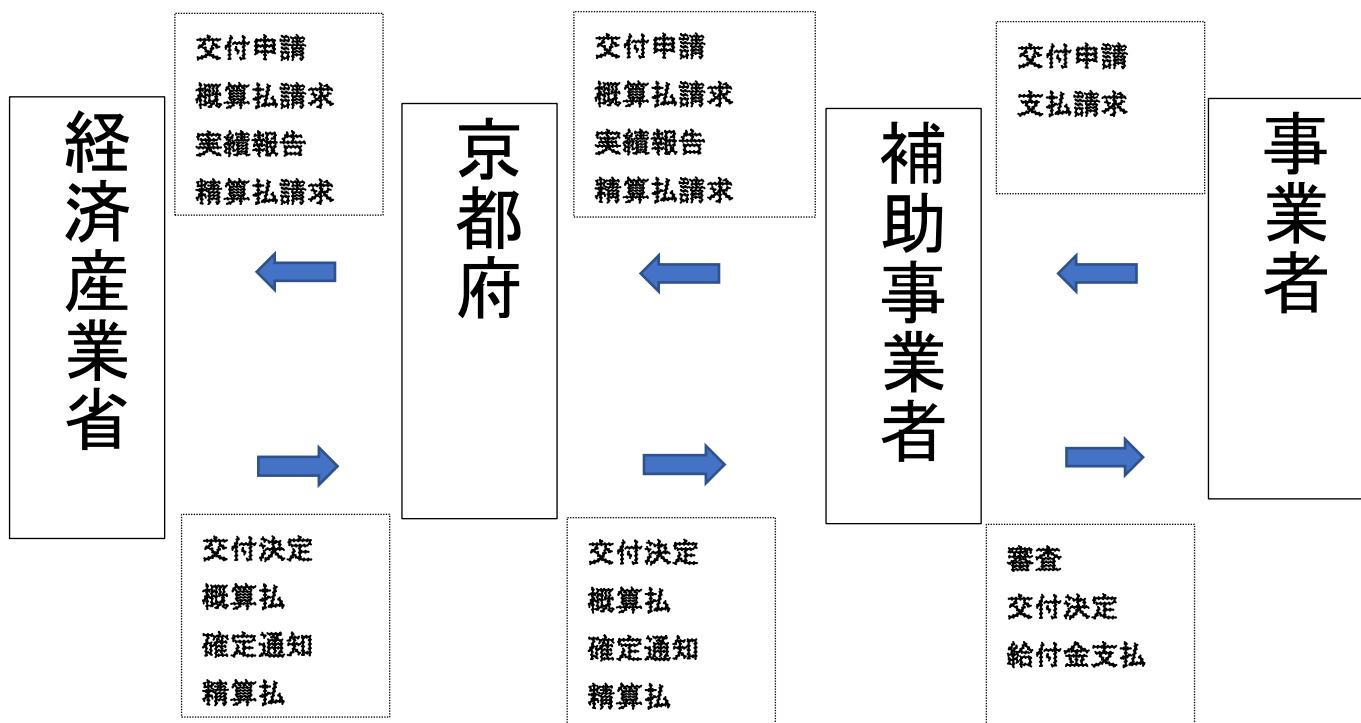
① 算定電気料金=算定契約電力×(算定単価×係数 A※5－交付金単価※3)×支払月数

② 支払電気料金=半期における実支払電気料金×係数 B※5－(実契約電力×交付金単価※3×支払月数)

※5

区分	隣接市町村
係数 A	1.5
係数 B	0.75

8. 事業スキーム



V. 申請書類樣式

様式第1号

年月日

京都府知事 西脇 隆俊 様

住 所

名 称

代表者名

印

令和8年度京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業申請に
当たっての応募資格の確認申請の提出について

令和8年度京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業について、下記の書類を
添えて申請いたします。

記

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

様式第2号

申請者概要及び実施体制

1 申請者概要

団体名称	
所在地	〒
設立年月日	
資本金	
従業員数	
実施部署名	
担当者名	
電話	
FAX	
メールアドレス	

2 実施体制

様式第3号

京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業実施計画書

1 交付対象地域 市名 ① ○○市
2 対象企業等 ※府要領等に基づき補助要件を記載 (1) 新規申請するための補助要件 (2) 特例給付金の補助要件 (3) 特例増設を申請するための補助要件
3 補助額 ※府要領等に基づき記載 (1) 電力給付金の算定方法 (2) 特例給付金の算定方法 (3) 交付限度額の算定方法
4 交付時期及び交付方法
5 個人情報の管理 ※個人情報の管理について記載 ※個人情報の取り扱いを定めた規定があれば添付すること
6 年間業務スケジュール ※年間の業務内容を記載したスケジュール表を作成
7 その他 ※上記以外で、事業を行う上で有利な事項等があれば記載

※ 府要綱等を熟読の上、下記の項目に記載して下さい。

※ ページ数の制限は特にありません。

様式第4号

京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業収支計画書

(1) 収入

区分	予算額(円)	内 容
府交付金		・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金 円 ・一般事務費 円
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出

- 京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

区分	内 容	予算額(円)	積算内訳
補助金			別添のとおり

- 一般事務費

区分	内 容	予算額(円)	積算内訳
人件費			
印刷製本費			
旅 費			
通信運搬費			
消耗品費			
賃借料			
雜費			
一般管理費			
合 計			

様式第5号

年月日

京都府知事 西脇 隆俊 様

住 所

名 称

代表者名

印

誓 約 書

京都府暴力団排除条例（平成22年度京都府条例第23号）第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第3号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。